（　５　年　保　存　）
Ｆ№－１２０５０５００
崎安（ス）第９号
平成１６年１月２９日

各所属長　殿

長崎県警察本部長

特殊開錠用具の所持の禁止等に関する法律のうち、指定建物錠の防犯性能の表示に関する規定等の趣旨、要点及び留意事項について（通達）

特殊開錠用具の所持の禁止等に関する法律（平成１５年法律第６５号。以下「法」という。）及び特殊開錠用具の所持の禁止等に関する法律施行令（平成１５年政令第３５５号。以下「令」という。）のうち、指定建物錠の防犯性能の表示に関する規定（別添１）が、平成１６年１月２０日から施行された（特殊開錠用具の所持の禁止等に関する法律の一部の施行期日を定める政令（平成１６年政令第３号、別添２。））。また、同日、同法第７条の規定に基づき、指定建物錠の防犯性能の表示に関する基準（平成１６年国家公安委員会告示第１号。以下「告示」という。別添３。）が公布され、同年４月１日から施行されることとなった。

法及び令のうち今回施行される部分及び告示の趣旨、要点及び留意事項は、下記のとおりであるので、各所属にあっては、これを踏まえ、その適切な運用を図られたい。

記

１　指定建物錠の防犯性能の表示（法第７条及び令第３条）関係

(1)　趣旨

建物への侵入の防止を図るためには、特殊開錠用具の所持等の禁止と併せて、防犯性能の高い建物錠の開発及び普及を促進することが必要かつ効果的である。

現状においても、防犯性能の高い建物錠が普及しつつあるが、建物錠の防犯性能の表示に関し、表示すべき事項や表示方法についての統一的な定めを規定する法制度が存在せず、国民にとって、防犯性能の観点から建物錠の製品を選択する指標がなく、その結果、建物錠の製造又は輸入を業とする者（以下「製造業者等」という。）が防犯性能の高い建物錠を開発し、又は輸入したとしても、国民の購買行動に直ちには結び付かないこととなるため製造業者等が防犯性能の高い建物錠を開発し、又は輸入する動機付けが乏しい状況にある。

そこで、法第７条においては、建物錠の防犯性能の表示に関し、表示すべき事

項や表示方法等についての統一的な定めを設ける制度を創設し、これによって建物錠の製品選択の指標を設け、もって市場原理を機能させることにより、防犯性能の高い建物錠の開発及び普及を促進しようとするものである。

(2) 要点

ア　指定建物錠

法第７条により、「指定建物錠」とは、「建物錠（その部品を含む。以下同じ。）のうち、防犯性能の向上を図ることが特に必要なものとして政令で定めるもの」とされているが、「防犯性能の向上を図ることが特に必要」であるか否かは、いずれの種類の建物錠（その部品を含む。）が特殊開錠用具又は指定侵入工具による被害の直接的対象となり、侵入犯罪を多発させているのかという侵入犯罪の実態から判断されることとなる。法第７条を受けた令第３条においては、「指定建物錠」として、「シリンダー錠」、「シリンダー」及び「サムターン」の３種類を規定しているが、これらはいずれも、ピッキング用具、サムターン回し等による被害の直接的対象となり、侵入犯罪を多発させているものであるとともに、それぞれが製品として市場に流通しているものである。令同条各号の意義は、次のとおりである。

(ア) シリンダー錠（令第３条第１号関係）

「シリンダー錠」とは、固定された外筒と回転できる内筒（シリンダー）から成り、内筒（シリンダー）のかぎ穴にかぎを差し込み回転させることにより施解錠する錠のことである。

(イ) シリンダー（令第３条第２号関係）

「シリンダー」とは、錠の部品のうち回転できる内筒のことであり、かぎ穴にかぎを差し込み、これを回転させることにより錠を施開錠させることができるもののことである。

(ウ) サムターン（令第３条第３号関係）

「サムターン」とは、錠のかんぬきの開閉を行うためのつまみのことである。

イ　指定建物錠の防犯性能の表示に関する基準

法第７条により、国家公安委員会は、指定建物錠の種類ごとに「指定建物錠の防犯性能に関し建物錠の製造又は輸入を業とする者（以下「製造業者等」という。）が表示すべき事項」（法第７条第１号）及び「表示の方法その他防犯性能の表示に際して製造業者等が遵守すべき事項」（同条第２号）を定め、これを告示することとされている。これを受け、国家公安委員会が告示したものが、指定建物錠の防犯性能の表示に関する基準であり、その概要は次のとおりである。

(ア) 表示すべき事項（告示第２条）

シリンダー錠、シリンダー、サムターンという指定建物錠の種類ごとに、耐ピッキング性能、耐かぎ穴壊し性能、耐サムターン回し性能等といった防犯性能等を表示することとされた。

(イ) 表示の内容及び方法（告示第３条）

ａ　表示の内容は、指定建物錠の型式ごとに定められた試験方法（告示別表第１）により行った試験の結果に基づいて、各防犯性能ごとに「５分未満」、「５分以上」、「あり」、「なし」などとすることとされた（第１項関係）。

いずれの防犯性能試験においても「５分」を一つの目安としているが、これは「窃盗犯のうち約７割が侵入するのに５分以上時間がかかれば侵入をあきらめる」という調査結果を基にしたものである。

また、耐ピッキング性能及び耐かぎ穴壊し性能について３区分の基準が設けられたのは、最終消費者たる国民に対して製品を選択する指標を提供するという法律の趣旨、現在市場に流通する建物錠の防犯性能等を踏まえ、３区分を設ける必要があると判断されたものである。

他方、耐サムターン回し性能及び耐カム送り解錠性能については、５分間の防犯性能試験を行っても解錠できないものは、サムターン回し又はカム送り解錠に対する構造的な弱さを有していないと判断できることから、「あり」又は「なし」の２区分とされたものであり、「耐こじ破り性能」については、製品を選択する指標を提供するという法律の趣旨に照らせば３区分設けるべきところ、耐こじ破り性能が錠の防犯性能だけでなくドアの防犯性能にも左右されること、耐こじ破り試験を行った場合に５分以上開錠しない製品があるかどうかも明らかでないことなどを勘案して、当面「あり」又は「なし」の２区分とすることとされたものである。

ｂ　表示の方法は、当該指定建物錠に表示すべき事項を記載した紙片を貼付し、又はその容器、包装若しくは取扱説明書その他の当該指定建物錠に添付する文書に記載するなど建物錠の最終消費者等が防犯性能等を確実に知ることができる方法で行わなければならないこととされた（第２項関係）。

(ウ) 帳簿への記載等（告示第４条）

告示別表第１に規定する試験方法に基づいた試験を実施したのかどうかを事後的に確認できるようするため、試験に関する事項を記載した帳簿を主たる事務所に作成して備え付け、試験の終了後１０年間保存しなければならないこととされた。

(3) 留意事項

指定建物錠の防犯性能に関する表示制度は、告示附則により平成１６年４月１

日から施行されることから、本制度の趣旨、内容等について広く県民に対し、積極的な広報啓発を実施されたい。

2　表示に関する勧告及び命令（法第８条）

(1) 趣旨

法第７条により、国家公安委員会は、建物錠の製造業者等が指定建物錠の防犯性能に関し表示すべき事項等を告示することとされたが、建物錠の製造・輸入業者が当該告示に従わなければ、建物錠の防犯性能の表示に関し、表示すべき事項や表示方法等についての統一的な制度を創設したことの意義が失われる。そこで、第８条は、国家公安委員会は、告示されたところに従って表示をしていない指定建物錠の製造・輸入業者に対し、告示に従って表示をすべきことを勧告することができることとし、勧告に従わない製造・輸入業者に対する命令の制度を設けるものである。

(2) 要点

「告示されたところに従って防犯性能に関する表示をしていないと認めるとき」とは、そもそも防犯性能に関する表示していない場合、告示に定める試験方法により行った試験の結果に基づいて適正な表示をしていない場合等が想定される。

また、第８条第２項に基づく国家公安委員会の命令違反に対しては、法第１７条により、１００万円以下の罰金に処せられることとなる。

(3) 留意事項

地域住民等から告示に従っていない表示に関する情報を把握した場合は、速やかに生活安全企画課に通報されたい。

3　報告及び立入検査（法第１２条（第２項を除く。））

国家公安委員会が、法第８条の規定による勧告及び命令の措置を適正かつ効果的に実施するため、このような措置の対象となる製造業者等に対して措置の前提となる事実関係について調査を行う権限を付与するものである。